

藤里町職員(初級)採用試験について

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
初級一般行政	若干名	一般的な行政事務に従事します

2. 受験資格

- ・昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者。
- ・その他欠格事項に該当しない者。

欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・本町職員として懲戒免職処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行ないます。

- ◆第1次試験……高等学校卒業程度の一般的知識・知能についての筆記試験を行ないます。
- ◆第2次試験……口述試験、作文、身体検査
- ◆資格調査……受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。

4. 試験日及び場所

□第1次試験

【日時】 平成22年9月19日（日）（受付開始 午前9：00）

【場所】 ノースアジア大学（秋田市下北手桜字守沢46-1）

※試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。

□第2次試験

第1次試験合格者に通知します。（役場前掲示板に掲示）

5. 受験手続及び受付期間

・申込用紙の請求

申込用紙は役場に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記して120円切手を貼った返信用封筒（A4）を必ず同封してください。

・申込手続

- ① 持参の場合 申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cmの写真1葉を貼って、藤里町役場総務課職員採用担当宛に提出してください。
- ② 郵送の場合 ①と同じものを、封筒に「職員採用試験申込」と朱書きし送付してください。

6. 受付期間

平成22年8月4日（水）～8月25日（水）

申込は土曜日・日曜日を除く午前8時30分～午後5時まで

郵送の場合は8月25日（水）付の消印まで有効

【申込み・お問い合わせ先】 藤里町役場総務課総務係 ☎0185-79-2111（代表）
〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8